

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)橋本聖子 様

「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」について意見書

立憲民主党ジェンダー平等推進本部

立憲民主党ジェンダー平等推進本部は、「第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方(素案)」に対して、以下の通り意見書を提出します。政府におかれましては、下記につき検討、反映するように強く求めます。

## 記

### ジェンダー平等社会の実現に向けて

新型コロナウイルス感染症は、ジェンダー不平等の社会構造が女性に厳しい負担をもたらすことを浮き彫りにしました。非正規雇用の女性が真っ先に解雇や雇い止めに追いやられ、感染リスクの不安を抱えながらも働き続けることを求められる医療や介護、保育に携わる女性たちは、「エッセンシャルワーカー」と称えられる一方で、低待遇と重労働に甘んじています。「ステイホーム」が言われる中、家庭が決して安全ではないDV被害者や虐待を被っている子どもたちの被害が、潜在化することも心配されます。全国一斉休校は、子ども、そして子どもをケアする女性たちの現実を踏まえない政策判断でした。突如の休校で給食もなくなった子どものため、ただでさえ苦しい家計で自分の食の回数を減らすシングルマザーの現状を想像することができる政府であれば、そんな安直な判断はなされなかったはずで、また、特別定額給付金を個人でなく世帯主を受給権者としたことも、夫婦世帯、夫婦と子の世帯の98%の世帯主が男性であることから、受け取れない女性もいることは明らかであり、この点でも、政府が、ジェンダー平等への不断の努力と意欲に欠けていることは明らかです。何より、日本も批准する女性差別撤廃条約が禁止する間接差別を政府が行ったことに等しく、反省すべきです。

感染症の前には、誰もが不安になり脆弱です。そのことに気付いた今、誰もが不安の中で孤立しない社会に必要な今、脆弱な立場に置かれやすい女性の視点に立った政策が求められることは、明らかです。

立憲民主党ジェンダー平等推進本部は、政府に、ジェンダー平等を実現する責務があることを指摘するとともに、ジェンダー不平等を作出するようなことを行わないことを求めます。

- 一、第5次男女共同参画基本計画(以下「5次計画」)の土台となる精緻な検証と評価を徹底的に行うこと  
今年、男女共同参画社会基本法(以下「基本法」)制定から約20年、基本法の内容に深い影響のある北京会議から25年、そして、202030の年という節目の年です。5次計画のおかれる時代、国際社会での位置付けをこれまでの経緯とともに明記し共有すべきです。また、ジェンダーギャップ指数による国際ランキングが下降する一途をたどる惨憺たる日本の状況に対する危機感、基本法の果た

してきた役割、男女共同参画政策の進め方についての検証や反省、第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」)の達成状況への評価を行うべきです。

二、5次計画ではあらゆる場面における「ジェンダー主流化」を前面に出して推し進めること

5次計画は、基本法に基づき、さらに国際目標でもあるSDGsに則った上で、改めて「ジェンダー主流化」を推し進める計画とすべきです。

三、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により表面化している女性の課題(貧困、DV、無償ケア労働、非正規労働者の雇止め等)を明記し、解決に向けて進めていくこと

四、ジェンダー平等社会の実現に不可欠な法制度、政策を進めていくことを5次計画に明記すること

- ・女性差別撤廃条約の選択議定書を早急に批准すべきです。
- ・個人の尊厳、両性の本質的平等に立脚するためには、旧姓の通称使用拡大では不十分であり、選択的夫婦別姓制度を確立すべきです。同性パートナーとの婚姻を可能とするよう民法を改正すべきです。
- ・性暴力被害者支援法案、セクハラ禁止法案、DV防止法改正、性暴力関係刑事法改正など、あらゆる場面における女性への暴力を根絶、国の責務として被害者の保護、支援を法定化すべきです。
- ・固定的な性別役割分担を前提とした税制や社会保障制度の見直しを積極的に進めるべきです。特別定額給付金の受給権者について、世帯主から個人への見直しを検討すべきです。

# 第1部 基本的な方針

## 1 男女共同参画社会基本計画の目指すべき社会

- 基本法の前文を踏まえ、「個人の尊重」「法の下での平等」「国際社会における取組との連動」を明確にすべきである。
- ①と②について、重要な「性別に関わりなく」という文言が不可欠である。
- ③について、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」に、4次計画の③と同様に「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ」を挿入すべき。
- ④について、「女性活躍」という文言は、現状の男女差別への評価を曖昧にする作用がある。「性差別を解消し誰もが活躍できる」などとすべきである。
- 「ジェンダー主流化」の視点を取り入れた点は評価する。政策編においても、さらに中心に置くべきである。
- 「国際社会と協調する社会」とあるが、女性差別撤廃条約など国際規範の尊重を掲げるべきである。なお、Ⅲ第11分野のタイトルは「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」とあるが、第3次計画第15分野のタイトル「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の方が適切であり、改めるべきである。

## 2 社会情勢の現状及び課題

- 「国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっている」という認識が明記された点は評価する。
- フリーランス、保育、介護等の分野における、女性が抱える根本的な課題を明記すべきである。
- 「4次計画においては、特に、将来指導的地位に成長していく人材を着実に増やすなど取組を進めてきた」について、着実に増えたエビデンスを明示すべきである。成果があると評価するのであればエビデンスをセットで記載すべきである。
- 「バイアス」は一般的に「偏見」と訳されるが、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」とされていることは問題ではないか。

### (1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加

- なぜ人口減少社会などの状況に至ったかについての分析が必要である。男女共同参画が進まなかったからこそ、少子高齢化が進み、地方からの女性の流出が進んだのではないか。
- ジェンダー平等よりも社会の持続可能性を専ら課題としている点は根本的な問題である。
- 若年者、特に女性が地方から大都市圏に流入することを問題とし、地方に留まらない女性の意識に問題があるかのように読める。ジェンダー不平等な社会構造の要因を探り改めることが課題であるべきである。
- ジェンダー平等、差別解消は、手段ではなく、目的である点を明記すべきである。

### (2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- 高齢社会にどう社会はこたえるかという国の責務よりも、国民の「意識改革」が強調されている。国は意識改革を呼びかけるのではなく、制度の改革など自らの責任を果たすべきである。
- 女性労働者は安定した雇用を求めている。終身雇用でも定時に帰れる働き方こそが必要であり、「多様な働き方」があたかも女性労働者の課題解決のような書き方をすべきではない。
- 「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」について、「性別役割分業に依拠して女性を就業から排除し男性の長時間労働を引き起こす働き方を改革しつつある」を挿入すべきである。
- 必要とされるのは、仕事と育児・介護の両立支援、保育士や介護士の処遇改善も含めた社会的環境整備であることを、追求すべきである。

### (3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- 「M字カーブ問題は確実に解消に向かっている」と成果を誇る記述があるが、女性の就業者に非正規雇用が多く、また、共稼ぎ世帯での妻の就業増加の大部分は「妻がパートの共働き世帯数の増加によるものである」との認識に基づいた計画を立てるべきである。
- 能力開発やキャリア形成支援というよりは、そもそもの入り口が閉ざされている問題に向き合うべきであり、正規雇用労働者への転換が重要であることを強く押し出すべきである。

### (4) AIなどの技術進歩（第4次産業革命）

- 医学部入試における女性差別対策など、差別の現状と克服が課題であることを指摘すべきである。

### (5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- 暴力「根絶」だけでなく「被害者の保護、生活再建の支援」を加えるべきである。

### (6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症

- 避難所のあり方について、女性や脆弱な状況にある人々の視点から検討すべきである。

### (7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

○SDGs文書のパラグラフ20である「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」「ジェンダーの視点をシステムティックに主流化していくことは不可欠である」を最大限重視して計画に組み込むべきである。

## 3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- 女性活躍加速のための重点方針(以下「重点方針」)の毎年の策定・フォローアップのプロセスは、毎年度の予算編成と連動したPDCAサイクルとして役割を果たしてきたと言えるのか、検証が必要である。
- 「重点方針」と「計画」は、一体的に策定を進めるべきであり、計画の進捗状況を監視する手立てとして位置づけされなすべきである。各省庁が作成する個票について、より具体的な記載になるよう、フォーマットを見直すべきである。
- テレワークについては、現状のように性別役割分業があれば、テレワークを行っている家庭での女性の負担は増加する等問題点も指摘すべきである。

### (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項

- 目標を、曖昧なイメージではなく、端的に憲法や国連の文書等にすべき。
- 202030 が達成できなかった具体的な要因を検証すべきである。数値目標の形骸化が加速する。
- 現行の4次計画（素案）には、「評価（評価と問題点）」が置かれていた。5次においても、「評価」を書くべきである。